

長崎県告示第 469 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により次のとおり事業の認定をした。

令和 2 年 6 月 23 日

長崎県知事 中村 法道

第 1 起業者の名称 南島原市

第 2 事業の種類 平野バス停(イオン前)整備事業

第 3 起業地

1 収用の部分 長崎県南島原市有家町山川字堅間地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県南島原市有家町山川字堅間地内における「平野バス停(イオン前)整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である南島原市は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 3 項の規定により地域における事務を処理する権限を有しており、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南島原市では平成 30 年 3 月に策定した「第 2 期南島原市総合計画」に基づき、8 町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展をめざし各種の政策・施策に取り組んでいる。その中の取り組みの一つとして「公共交通の充実」を設け、南島原市の唯一の公共交通機関であるバスの利便性の向上を図るため、バス停などの関連施設の計画的な整備を進めている。

南島原市内(以下「市内」という。)のバス停は、ベンチや上屋の整備率が 37%と低く、児童生徒や高齢者には使い勝手が悪いため、早急な整備が望まれており、市民調査アンケートにおいてバス停の充実に関することが多く寄せられている。そのため、起業者としても市内全域のバス停にベンチ及び日差しをさえぎり、風雨をしのぐ上屋の設置等、高齢者や児童生徒などのバス利用者が利用しやすいバス停の環境整備に努めているところである。

本件事業により整備を予定している平野バス停は、1日に約 2,000 名の客数がある市内で最も大きい商業施設を背後にかかえており、バス利用者は年間約 10,300 人で市内の全てのバス停の中で利用者が 5 番目に多いバス停であり、多くの高齢者が日常的に利用している。ちなみに、バス事業者からの聞き取りによると、乗客の 8 割が高齢者ということである。

しかしながら、平野バス停に上屋は無く、待合者は直射日光にさらされ熱中症の恐れがあるほか風雨をしのぐこともできない状況である。このため、市内の自治会長の代表者で組織する自治会長連合会からは、当該バス停利用者の利便性向上のため上屋及びベンチを備えた待合所設置の要望が毎年出ており、整備に対する期待が大きいバス停であることが窺われる。

本件事業の施行により、平野バス停にベンチや上屋が整備され、バス利用者がバス待合の際も上屋を利用することで直射日光にさらされることなく、また、雨天時も風雨をさけることができる等、高齢者や児童生徒などのバス利用者の利便性の向上に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が任意に行った調査によると、本件事業の起業地及びその周辺においては、希少性のある動物・植物の分布は確認されていない。なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で希少性

のある動物・植物が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、南島原市教育委員会等と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、平野バス停利用者の利便性向上を主な目的として、当該バス停に上屋やベンチ、スロープ、階段等を設置することによりバス停の環境を整備する事業であり、その計画諸元は、類似のバス停の状況や車椅子利用者の動線等を考慮して決定されている。また、スロープの規格は、長崎県福祉の町づくり条例施行規則(平成9年長崎県規則第36号)第4条に規定する整備基準に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地は、平野バス停の位置を動かすことがないよう、その背後地を予定しているが、本件事業の目的を達成する上で最も合理的な位置であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、平野バス停の上屋及びベンチ等を整備することにより、当該バス停の環境が整備され、バス停利用者の利便性の向上に寄与することとなるから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、南島原市自治会長連合会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 南島原市役所(地域振興部地域づくり課)